

# 阿波市こども計画策定業務委託仕様書

## 1 業務名称

阿波市こども計画策定業務

## 2 業務の目的

本業務は、こども基本法に基づく市町村こども計画、子ども・子育て支援法に基づく第3期阿波市子ども・子育て支援事業計画を一体のものとした「阿波市こども計画」を策定するにあたり、令和5年度に実施したニーズ調査の結果及び現状の分析、関係法令や本市の子ども・子育て支援施策等を踏まえた計画策定を目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月25日（火）まで

## 4 業務内容

業務内容は、「第3期阿波市子ども・子育て支援事業計画」を包含した「阿波市こども計画」の策定に関する一式とし以下の業務内容とするが、国の基本指針等に変更が生じた場合や新たな基準が示された場合は、それに従うものとする。

### (1) ニーズ調査の集計・調査結果報告書作成

令和5年度に完了したニーズ調査の対象者は下記のとおり

- ① 就学前児童の保護者（540人程度）
- ② 小学生の保護者（780人程度）
- ③ 小学校高学年（430人程度）
- ④ 中学2年生（220人程度）
- ⑤ 高校生世代～39歳の市民（190人程度）

### (2) ニーズ調査結果の分析と課題の抽出・整理

- ① データ収集・入力、単純集計及び基本属性等とのクロス集計、自由回答の取りまとめ・分析を行う。
- ② 前回計画策定時の調査結果と比較可能な項目については、経年変化を捉えた分析を行う。

### (3) 事業量見込み及び目標値設定

国の手引きに基づき、ニーズ調査等から推計した各種事業の需要量の見込みに、市の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、市の施策意向、市子ども・子育て会議の審議結果などを加味し、計画における各種事業の目標量を設定する。

### (4) こどもの意見の反映

こども基本法第11条の規定に基づき、こどもの意見を本計画に反映させるた

めの手法等について、必要な助言や提案を行う。

(5) 計画骨子案及び素案の作成

令和5年度のニーズ調査結果及び分析結果、国のこども大綱等の最新動向、県・他自治体の動向等を勘案し、計画骨子案及び素案を作成すること。

また素案は、会議の審議や検討結果等に基づき、修正等を行うこと。

(6) パブリックコメントの実施支援

計画素案に関して委託者が実施する住民（こども・若者を含む）向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(7) 計画書及び概要版の作成

パブリックコメント及び阿波市子ども・子育て会議等の議論を踏まえ、計画書及び概要版を作成する。概要版については、構成（内容の整理、まとめ方）、デザイン（見せ方）等を工夫し、こどもや市民に分かりやすいものとなるよう作成すること。

(8) 子ども・子育て会議等の運営支援

阿波市子ども・子育て会議等に参加し、会議資料や議事録の作成、必要な助言等、会議の運営に係る支援を行う。

※令和6年度中の子ども・子育て会議の開催は4回を予定。

## 5 成果品

成果品の仕様等については次のとおり。

(1) ニーズ調査に関する「調査結果報告書」A4版 30部 表紙・本文1色刷り

(2) 「調査結果報告書」に係る集計データ及び報告書データを記録した電子媒体（CD-R等）

※文書についてはMicrosoft Word、データはMicrosoft Excelを使用すること。

※報告書データについては、PDF版も納品すること。

(3) 「阿波市こども計画」A4版 100頁程度 200部 表紙のみ多色刷り・本文1色

(4) 「阿波市こども計画概要版」A4版 8頁 2,000部 表紙・本文1色刷り

(5) 「阿波市こども計画」、「阿波市こども計画概要版」の原稿を記録した電子媒体（CD-R等）

※文書についてはMicrosoft Word、データはMicrosoft Excelを使用すること。

※計画及び計画概要版については、PDF版も納品すること。

## 6 委託料の支払い

業務を完了し成果品の検査に合格後、受託者からの請求に基づき、請求書受理後30日以内に支払うものとする。

## 7 その他

- (1) 受託者は、本業務を通じて知り得た事項を第三者に漏らし、または委託の範囲を超えて利用してはならない。契約期間終了後においても同様とする。
- (2) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法等を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、引き渡し完了後、受託者の明らかな過失に起因する成果品の不良箇所が発見された場合、委託者が必要と認める訂正、補足およびその他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。
- (4) 受託者は、本仕様書に記載している業務の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
- (5) 成果品に関する著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。
- (6) 本業務を実施するにあたり、本仕様書に記載のないものについて、技術上当然必要と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。